

中間財務諸表

Sandai Bank

中間貸借対照表

(単位：百万円)

	2019年9月期 (2019年9月30日)	2020年9月期 (2020年9月30日)
資産の部		
現金預け金	102,572	152,093
買入金銭債権	1,006	846
金銭の信託	3,013	3,000
有価証券	247,412	300,734
貸出金	736,988	801,821
外国為替	52	106
その他資産	15,216	11,263
その他の資産	15,216	11,263
有形固定資産	11,528	11,284
無形固定資産	397	354
前払年金費用	275	362
繰延税金資産	195	—
支払承諾見返	579	771
貸倒引当金	△ 5,458	△ 5,570
資産の部合計	1,113,781	1,277,067
負債の部		
預金	926,826	1,020,699
譲渡性預金	128,450	175,200
借入金	129	20,121
外国為替	7	2
その他負債	7,214	6,931
未払法人税等	162	191
資産除去債務	3	2
その他の負債	7,049	6,737
賞与引当金	339	367
睡眠預金払戻損失引当金	118	201
偶発損失引当金	62	166
繰延税金負債	—	369
再評価に係る繰延税金負債	918	918
支払承諾	579	771
負債の部合計	1,064,646	1,225,750
純資産の部		
資本金	22,485	22,485
資本剰余金	10,789	10,789
資本準備金	10,789	10,789
利益剰余金	13,234	14,166
利益準備金	451	491
その他利益剰余金	12,783	13,675
繰越利益剰余金	12,783	13,675
株主資本合計	46,508	47,440
その他有価証券評価差額金	874	2,126
土地再評価差額金	1,750	1,748
評価・換算差額等合計	2,625	3,875
純資産の部合計	49,134	51,316
負債及び純資産の部合計	1,113,781	1,277,067

中間損益計算書

(単位：百万円)

	2019年9月期 (2019年4月1日から 2019年9月30日まで)	2020年9月期 (2020年4月1日から 2020年9月30日まで)
経常収益	7,551	8,202
資金運用収益	5,847	6,126
(うち貸出金利息)	(4,665)	(4,904)
(うち有価証券利息配当金)	(1,128)	(1,181)
役員取引等収益	1,231	1,344
その他業務収益	214	605
その他経常収益	258	127
経常費用	6,969	7,301
資金調達費用	108	85
(うち預金利息)	(84)	(63)
役員取引等費用	1,093	1,130
その他業務費用	282	586
営業経費	5,188	5,128
その他経常費用	296	371
経常利益	582	901
特別利益	—	15
特別損失	130	12
税引前中間純利益	451	904
法人税、住民税及び事業税	51	142
法人税等調整額	△ 40	13
法人税等合計	11	155
中間純利益	440	749

中間株主資本等変動計算書

2019年9月期 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	22,485	10,789	10,789	421	12,515	12,937	46,211
当中間期変動額							
利益準備金の積立				30	△ 30	—	—
剰余金の配当					△ 150	△ 150	△ 150
中間純利益					440	440	440
土地再評価差額金の取崩					7	7	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	30	267	297	297
当中間期末残高	22,485	10,789	10,789	451	12,783	13,234	46,508

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,540	1,758	3,298	49,509
当中間期変動額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△ 150
中間純利益				440
土地再評価差額金の取崩				7
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△ 665	△ 7	△ 672	△ 672
当中間期変動額合計	△ 665	△ 7	△ 672	△ 375
当中間期末残高	874	1,750	2,625	49,134

2020年9月期 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	22,485	10,789	10,789	484	12,964	13,449	46,723
当中間期変動額							
利益準備金の積立				6	△ 6	—	—
剰余金の配当					△ 31	△ 31	△ 31
中間純利益					749	749	749
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	6	711	717	717
当中間期末残高	22,485	10,789	10,789	491	13,675	14,166	47,440

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 1,523	1,748	225	46,948
当中間期変動額				
利益準備金の積立				—
剰余金の配当				△ 31
中間純利益				749
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	3,649	—	3,649	3,649
当中間期変動額合計	3,649	—	3,649	4,367
当中間期末残高	2,126	1,748	3,875	51,316

中間キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	2019年9月期 (2019年4月1日から 2019年9月30日まで)	2020年9月期 (2020年4月1日から 2020年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	451	
減価償却費	258	
減損損失	118	
貸倒引当金の増減(△)	△ 254	
賞与引当金の増減額(△は減少)	3	
退職給付引当金の増減額(△は減少)	—	
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△ 18	
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	10	
資金運用収益	△ 5,847	
資金調達費用	108	
有価証券関係損益(△)	69	
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△ 13	
為替差損益(△は益)	△ 0	
固定資産処分損益(△は益)	11	
貸出金の純増(△)減	△ 2,721	
預金の純増減(△)	△ 18,089	
譲渡性預金の純増減(△)	17,170	
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△ 5	
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	14	
コールローン等の純増(△)減	△ 21	
外国為替(資産)の純増(△)減	43	
外国為替(負債)の純増減(△)	4	
資金運用による収入	4,859	
資金調達による支出	△ 123	
その他	5,022	
小計	1,050	
法人税等の還付額	231	
法人税等の支払額	△ 174	
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,106	
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 33,226	
有価証券の売却による収入	22,425	
有価証券の償還による収入	42,256	
金銭の信託の増加による支出	△ 3,000	
投資活動としての資金運用による収入	1,253	
有形固定資産の取得による支出	△ 123	
有形固定資産の売却による収入	48	
無形固定資産の取得による支出	△ 45	
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,587	
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△ 150	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 150	
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	30,543	
現金及び現金同等物の期首残高	71,966	
現金及び現金同等物の中間期末残高	102,510	

中間財務諸表

Sendai Bank

注記事項 (2020年9月期)

重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：2年～50年
その他：2年～20年
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は442百万円であります。
(2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
(3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理
(4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
(5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- ヘッジ会計の方法
(1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。
(2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に相当するヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

- (新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見直し)
新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞は当事業年度中にわたり続くものと仮定し、貸倒引当金の見積りに反映しております。具体的には、今後の事業へ一定の影響があるものとした一部の債務者に係る債権について予想損失率に修正を加えて、貸倒引当金の追加計上を行っております。
なお、当該引当金の算定は上記仮定に基づいたものであり、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済への影響が変化した場合、当中間期以降の財務諸表において当該引当金は増減する可能性があります。

中間貸借対照表関係

- 関係会社の株式総額 50百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は255百万円、延滞債権額は18,125百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,747百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,128百万円です。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,714百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。

	現金預け金	0百万円
	有価証券	31,660百万円
	その他資産	1百万円
担保資産に対応する債務		
	預金	1,412百万円
	借入金	20,000百万円

上記のほか、金融派生商品取引の担保として、有価証券306百万円を差し入れております。また、その他の資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円、敷金保証金125百万円が含まれております。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで融資を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、192,813百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が192,363百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当分の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約価額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 635百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 7,709百万円
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当分の償還債務の額は5,311百万円です。

中間損益計算書関係

- 「その他経常収益」には、偶発損失引当金戻入益84百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額192百万円を含んでおります。
- 減損損失
当中間期において、当行が保有する以下の資産について、使用範囲または方法の変更に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失額
宮城県仙台市泉区	店舗外現金自動設備	建物	1
		その他の有形固定資産	0
宮城県遠田郡	店舗外現金自動設備	建物	1
		その他の有形固定資産	0
宮城県登米市	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。
また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。
なお、当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

中間株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	844百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,778
有価証券償却	226
減損損失及び減価償却超過額	157
その他	551
繰延税金資産小計	3,558
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△681
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,191
評価性引当額小計	△2,872
繰延税金資産合計	686
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△944
前払年金費用	△110
その他	△0
繰延税金負債合計	△1,055
繰延税金資産(負債)の純額	△369百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当中間会計期間(2020年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	829	14	—	—
評価性引当額	—	△666	△14	—	—
繰延税金資産	—	163	—	—	—

	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	844
評価性引当額	—	△681
繰延税金資産	—	163

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
(※2) 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の課税所得が見込まれることから、その一部を回収可能と判断しております。

1株当たり情報

1株当たりの純資産額	2,817円87銭
1株当たりの中間純利益金額	99円02銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	35円74銭

重要な後発事象

(資本業務提携契約の締結及び第三者割当による普通株式の発行)
当社の親会社である株式会社じもとホールディングス(以下、「じもとホールディングス」といいます。)は、2020年11月20日開催の取締役会において、SBIホールディングス株式会社(以下、「SBIホールディングス」といいます。))との間において資本業務提携契約(以下、「資本業務提携契約」といいます。))を締結すること、また、本資本業務提携契約に基づき、第三者割当の方法により、SBI地銀ホールディングス株式会社(以下、「SBI地銀ホールディングス」といいます。))に対して普通株式(以下、「本普通株式」といいます。))を発行すること(以下、「本第三者割当増資」といいます。))を決議し、同日に本資本業務提携契約を締結いたしました。また、本第三者割当増資に伴い、じもとホールディングスの主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が見込まれます。

1 本提携について

1. 本提携の目的及び理由

じもとホールディングスグループの主たる営業基盤である宮城県及び山形県の経済は、東日本震災からの復興が進む一方で、人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小、取引先の事業継承などの中長期的な課題に直面しております。地域の中小企業においては、キャッシュレス化やスマホ取引の普及などのデジタルイノベーションに対応して、新たなビジネスモデルを構築することも重要な課題となっています。

また、マイナズ金利政策が継続される中、じもとホールディングスグループの株式会社きらやか銀行においては、金融市場の動向を踏まえ、保有する有価証券の安定運用を旨とするに加え、収益力の強化を目的としてSBIグループのアセットマネジメント事業へ運用資産を委託(資産運用の高度化)するため、運用ポートフォリオを大幅に見直しする方針としております。

地域の環境が大きく変化する中、じもとホールディングスグループは、持続的な地域社会の発展に貢献していくためには、銀行業のみならず、厳しい経営環境を乗り越える様々な術を持つ企業との連携を強化することが重要であるとの認識のもと、じもとホールディングスグループ内で慎重に協議・検討を重ねた結果、SBIホールディングスを持株会社とするSBIグループが最適なパートナー先であると判断し、2020年11月20日開催の取締役会において本資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。

2. 本提携の内容等

(1) 業務提携の内容

じもとホールディングス及びSBIホールディングスは、本第三者割当増資の実行後、本資本業務提携契約に基づく業務提携の内容として、以下の事項その他じもとホールディングス及びSBIホールディングスの間で別途合意する事項について、じもとホールディングスグループ及びSBIグループにおいて連携してまいります。

- SBIグループのアセットマネジメント事業への運用資産の委託(資産運用の高度化)を通じたじもとホールディングス傘下の銀行の収益力の強化
- 地元企業への本業支援、ビジネスマッチング、事業承継支援・M&Aによる協業、地域通貨の発行等を通じた地方創生、地域経済の活性化に向けた連携
- 地元企業を支援するための共同ファンド等を通じた資本性資金及び資本性ローン等の提供およびハンスオンによる本業支援
- SBIマネープラザ株式会社との共同店舗の推進、株式会社SBI証券との金融商品仲介サービスの強化
- マネータップ株式会社、SBIネオフィナンシャルサービス株式会社及びSBI FinTech Incubation株式会社などが提供する新規技術の導入及びコスト削減やSBIグループが開発中の次世代システムの導入の検討
- 目的に資する協業・連携の検討及び推進

(2) 資本提携の内容

じもとホールディングスは、本第三者割当増資により、SBI地銀ホールディングスに対して、本普通株式を割り当てる予定です。本第三者割当増資の詳細は、下記「II 第三者割当による普通株式の発行について」をご参照ください。

(3) 取締役の指名権に関する合意内容等

じもとホールディングス及びSBIホールディングスは、本資本業務提携契約において、本第三者割当増資の実施後、①じもとホールディングスにおいて2021年6月に開催される第9期定時株主総会以降、SBIホールディングスがじもとホールディングスの社外取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者1名を指名することができ、じもとホールディングスは、当該指名の直後の株主総会においてSBIホールディングスが指名した者を候補者とする取締役選任議案を上程する旨、②SBIホールディングスが、本資本業務提携契約に基づく業務提携の内容を円滑に遂行するため、じもとホールディングスに対して、SBI地銀ホールディングスの出資割合(但し、SBI地銀ホールディングスが払込みをする前においては、払込みが実行されたと仮定した場合にSBI地銀ホールディングスが有することとなる出資割合を意味するものとします。)が議決権割合5%以上の場合においては2名のSBIホールディングスが指名する議決権のないオブザーバー(じもとホールディングス及びSBIホールディングスが別途合意するじもとホールディングスの意思決定機関に出席し意見を述べることができません。)を派遣することができる旨について、合意しております。

なお、かかる合意に関連して、じもとホールディングスは、本第三者割当増資の実施後、SBIホールディングスの指名する社外取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者1名については、本第三者割当増資の実施後、最初の定時株主総会(2021年6月に開催される定時株主総会)において、取締役選任議案を上程する予定です。

3. 提携の相手先の概要

(1) 名称	SBIホールディングス株式会社
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 北尾 吉孝
(4) 事業内容	株式等の保有を通じて企業グループの統括・運営等
(5) 資本金	97,349百万円(2020年9月30日現在)

II 第三者割当による普通株式の発行について

1. 本普通株式の発行の概要

(1) 払込期日	2020年12月6日～2021年3月31日
(2) 発行新株式数	普通株式3,653,500株
(3) 発行価額	1株につき958円
(4) 資金調達額	3,500,053,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 SBI地銀ホールディングス3,653,500株
(6) 資金使途	じもとホールディングスの連結子会社に出資し、じもとホールディングスの連結子会社から地元企業への貸出金の追加供給

なお、資本組入額は1株につき479円、資本組入の総額は、1,750,026,500円であり

ます。また、本第三者割当増資により調達する発行諸費用の概算額7千万円を除いた差引手取概算額約34億3千万円につきましては、全額をじもとホールディングスの連結子会社への出資に充当し、そのうち当行へは4億3千万円を出資してまいります。当行における具体的な資金使途は、地元企業への貸出金の追加供給であります。

2. 異動前後におけるじもとホールディングスの株主の所有する議決権の数(所有株式数)及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) SBIホールディングス

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主 順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前 (2020年9月 30日現在)	—	—	1,788個 178,870株 (1.03%)	1,788個 178,870株 (1.03%)	—
異動後	その他の 関係会社	—	38,323個 (3,832,370株) (18.19%)	38,323個 (3,832,370株) (18.19%)	第1位

(2) SBI地銀ホールディングス

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主 順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前 (2020年9月 30日現在)	—	—	—	—	—
異動後	主要株主 である 筆頭株主 その他の 関係会社	—	36,535個 (3,653,500株) (17.34%)	36,535個 (3,653,500株) (17.34%)	第1位

(注) 1. 2020年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

株式併合の影響を考慮した調整後の株式数(議決権の数)により算定しております。

2. 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 「大株主順位」は、2020年9月30日現在の株主名簿を基準に記載しております。

4. 割当予定先であるSBI地銀ホールディングスは、SBIホールディングスの100%子会社であります。

(3) 異動予定年月日
2021年3月31日